

令和元年 第11回

東京都教育委員会定例会議事録

日 時：令和元年6月27日（木）午前10時

場 所：教育委員会室

令和元年6月27日

## 東京都教育委員会第11回定例会

### 〈議 題〉

#### 1 議 案

第49号議案及び第50号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

第51号議案から第53号議案まで

東京都公立学校教員の懲戒処分等について

#### 2 報 告 事 項

- (1) 令和元年度東京都教科用図書選定審議会（第2回）の答申について～教科書調査研究資料について～

教 育 長	中 井 敬 三
委 員	遠 藤 勝 裕
委 員	山 口 香
委 員	宮 崎 緑
委 員	秋 山 千 枝 子
委 員	北 村 友 人

事務局（説明員）

教育長（再掲）	中 井 敬 三
次長	西 海 哲 洋
教育監	宇 田 剛
総務部長	早 川 剛 生
都立学校教育部長	江 藤 巧
地域教育支援部長	太 田 誠 一
指導部長	増 田 正 弘
人事部長	安 部 典 子
福利厚生部長	浅 野 直 樹
教育政策担当部長	小 原 昌
企画調整担当部長	谷 理 恵 子
教育改革推進担当部長	藤 井 大 輔
特別支援教育推進担当部長	高 木 敦 子
指導推進担当部長	瀧 沢 佳 宏
人事企画担当部長	黒 田 則 明
担当部長（総務課長事務取扱）	加 倉 井 祐 介
（書 記） 総務部教育政策課長	秋 田 一 樹

## 開 会 ・ 点 呼 ・ 取 材 ・ 傍 聴

【教育長】 ただいまから、令和元年第11回定例会を開会いたします。

本日は、毎日新聞社外2社からの取材の申込みと、9名の傍聴の申込みがございました。許可してもよろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、許可いたします。入室させてください。

### 日程以外の発言

【教育長】 議事に入ります前に申し上げます。

東京都教育委員会において、一度注意してもなお議事を妨害する場合には、東京都教育委員会傍聴人規則に基づき退場を命じます。特に誓約書を守ることなく、退場命令を受けた者に対しては、法的措置も含めて、厳正に対処いたします。

なお、議場における言論に対して、拍手等により可否を表明することや、教育委員会室に入退室する際に大声で騒ぐ、速やかに入退室しないと行った行為も退場命令の対象となりますので、御留意願います。

### 議事録署名人

【教育長】 本日の議事録の署名人は、宮崎委員にお願いいたします。

### 前々回の議事録

【教育長】 前々回5月23日の第9回定例会の議事録につきましては、先日配布いたしまして御覧いただいたと存じますので、よろしければ御承認を頂きたいと存じます。よろしゅうございますか。——〈異議なし〉——では、第9回定例会の議事録につきましては承認を頂きました。

6月18日の臨時会及び前回6月20日の第10回定例会の議事録が机上に配布されてお

ります。次回までに御覧いただき、次回の定例会で承認を頂きたいと存じます。

非公開の決定でございます。本日の教育委員会の議題のうち、第51号議案から第53号議案までにつきましては、人事等に関する案件でございますので、非公開としたいと存じますが、よろしゅうございますか。—— 〈異議なし〉 ——では、ただいまの件につきましては、そのように取り扱わせていただきます。

## 議 案

### 第49号議案及び第50号議案

東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について

【教育長】 それでは、第49号議案及び第50号議案、東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件につきまして、特別支援教育推進担当部長、説明をお願いいたします。

【特別支援教育推進担当部長】 東京都立学校設置条例の一部を改正する条例の立案依頼外1件について、御説明いたします。

第49号及び第50号議案資料を御覧ください。記書きの1の改正内容でございます。

(1)は、東京都立学校設置条例の一部改正でございまして、別表の特別支援学校の項に、都立八王子西特別支援学校及び都立花畑学園の名称及び位置を追加するものでございます。(2)は、東京都立学校設置条例施行規則の一部改正でございまして、別表の特別支援学校の項に都立八王子西特別支援学校及び都立花畑学園の名称、障害種別、課程、学科を追加するものでございます。

まず、都立八王子西特別支援学校の概要について3ページを御覧ください。当校は、東京都特別支援教育推進計画(第二期)・第一次実施計画に基づきまして、小学部、中学部及び高等部を設置する、新たな知的障害特別支援学校として設置するものでございます。学校の規模は、81学級、450人程度、設置場所は八王子市東浅川町546番地1で、令和2年4月1日に開校予定でございます。以下、目指す学校、教育課程、施設計画は御覧のとおりでございます。

次に、都立花畑学園の概要について、4ページを御覧ください。当校は東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づき、都立城北特別支援学校と都立南花畑特別支援学校を発展的に統合し、肢体不自由教育部門の小学部、中学部、高等部及び知的障害教育部門の小学部、中学部を併置する学校として設置するものでございます。学校の規模は、肢体不自由教育部門が46学級、150人程度で知的障害教育部門が50学級、240人程度でございます。設置場所は足立区南花畑五丁目24番49号で、令和2年4月1日に開校予定でございます。以下、目指す学校、教育課程、施設計画は御覧のとおりでございます。

1ページを御覧ください。2の都議会に付議する時期でございますが、令和元年第3回東京都議会定例会を考えております。3、施行期日でございますが、(1)東京都立学校設置条例は公布の日から施行したいと存じます。また、(2)東京都立学校設置条例施行規則は公布の日から施行したいと存じます。

なお、本施行規則改正案は、東京都議会において、条例案が可決された場合に確定するものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

**【北村委員】** 名称についてということではないのですが、こういった特別支援学校は地域との関係が、より大切だと思いますので、この機会ですので、そのことを改めて確認して、こうして新しい名称で新しい学校が始まる中で、地域社会と連携して充実した教育をしていっていただきたいなと思います。

**【特別支援教育推進担当部長】** 設置しております、開設準備室におきましても、既に地域との連携を開始しておりますので、開校後ももちろん継続してまいりたいと思います。

**【遠藤委員】** 特別支援学校の充実ということで、非常に結構だと思うのですが、前も特別支援学校のこういう新設、また、新增設のときに、例えば、統合する場合に、従来通っていた特別支援学校とかなり離れているので、通学の問題はどうなんだろうかというようなことが議論されたことがあると思うのです。今回八王子西特別支援学

校と花畑学園の場合に、そういう問題は出てこないのでしょうか。あるいは、出てきていたとしたら、それをどのように解決しているのか。それは議論をされて、バスの手配など、そういう形で対応していると思うのですが。

それから、もう一点は、この特別支援学校の充実というのは非常に社会の客観的情勢から考えて、重要なことだと思うのですが、一方で、欧米等あるいはアジアの諸国では、インクルーシブというようなことも、議論をされています。現実にもそういう形で対応しているところも多いと思うのです。東京都の場合に、障害児を対象としたインクルーシブ教育は現実的にいろいろな形でもう既に行われている部分が、実績としてインクルーシブのようなものがあると思うのです。例えば、通級だとかそういう形で対応しているということがあると思うのですが、今後、特別支援学校の存在と欧米やアジア諸国で行われているようなインクルーシブ教育との両立、あるいはそれは別のものだというふうを考えるのか、この二点について、お考えをお伺いいたします。

**【特別支援教育推進担当部長】** 一点目の設置場所ですが、八王子西特別支援学校は、八王子特別支援学校の学区域の中にあり、近くにあります。二年後に、八王子特別支援学校が改修されましたら、そちらは、小・中学部の知的障害のある地域の子供たちを受け入れるということになります。また、花畑学園の方なのですが、これは南花畑特別支援学校と城北特別支援学校が隣接しておりますので、そこをいながら改修というか、三期に分けて改築しておりますので、学区域も変更はございません。

二点目のインクルーシブ教育ですが、今、インクルーシブ教育については、調査研究を行っております。基本的には、東京都教育委員会としては、文部科学省と同じく、多様な学びの場を提供するというので、各教育の場を、今後更に充実していきたいというふうを考えているところでございます。

**【教育長】** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、本件につきまして、原案のとおり決定してもよろしゅうございますか。―― 〈異議なし〉――では、本件につきまして、原案のとおり承認を頂きました。

## 報 告

(1) 令和元年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～

【教育長】 次に、報告事項(1)令和元年度東京都教科用図書選定審議会(第2回)の答申について～教科書調査研究資料について～、指導部長、説明をお願いします。

【指導部長】 まず、報告資料(1)の3ページの参考資料1の図を御覧ください。義務教育諸学校の教科書採択に当たりましては、東京都教科用図書選定審議会に意見を聴いて業務を進めてまいります。今回は、調査研究資料について審議会に諮問し、答申を頂きましたので、御報告をいたします。

次のページの参考資料2の下段の表を御覧ください。今回の調査研究の対象は来年度から使用する小学校用教科書でございます。新学習指導要領の全面実施に伴い、文部科学省の検定に新たに合格した全ての教科、11教科、13種目、1年生から6年生までの教科書、合計305冊でございます。今回の特色といたしましては、新しく英語が5～6年生で追加されております。

それでは、答申の内容について御説明しますので、1ページを御覧ください。6月17日に頂戴した答申ですが、お手元がございます、「教科書調査研究資料(小学校)」は調査研究資料として適切であると認められるため、東京都教育委員会は、教科書の採択に当たり、これを活用するとともに、区市町村教育委員会など他の採択権者に対しても、これが十分活用されるよう、指導、助言、援助を行うことといった内容でございます。

2ページで資料の概要を御説明します。2の「調査研究の項目」ですが、調査研究は、内容及び構成上の工夫の二つの観点から、各教科書の違いが明瞭に分かるように実施いたしました。内容につきましては、学習指導要領の教科の目標や都教育委員会の基本方針等を踏まえて、教科書の内容の特徴を示す調査項目を設定しまして、教材の数や教材名などについて調査いたしました。

この構成上の工夫につきましては、各教科書の構成等において、特に工夫されてい



る点について調査をいたしました。とりわけ、このたびの新しい学習指導要領では、「『主体的・対話的で深い学び』の実現に向けた教育活動を展開し、児童の生きる力を育むことを目指す」と示されましたので、こうした観点について今回新たに調査項目を設定し、資料に掲載したところでございます。

それでは、具体的に御覧いただきたいと思います。種目が多いため、今回は社会科を例にとって、御説明させていただきます。調査研究資料の51ページを御覧ください。社会科では、三つの発行者の教科書、全部で14冊が発行されますので、この14冊を調査いたしました。

55ページを御覧ください。「教科書の調査研究（1）内容」でございます。表にございますとおり、第3学年では、aからcまでの、身近な地域の様子などについて、第4学年では、dからgまでの、自分たちの都道府県の特色などについて、第5学年では、hからjまでの、国土や産業などについて、第6学年では、kからpまでの、我が国の歴史や社会に見られる課題などについて、調査研究事項を設定し、該当するページ数や事例数を数えまして、その結果を59ページの別紙1にまとめております。その具体的な内容については、次の60ページから86ページまでにかけて掲載しております。本文やコラム、写真や図表などにより、各教科書でどのように取り扱われているか、その概要を記載しております。

幾つかの教科書を例にして御説明させていただきたいと思います。スクリーンを御覧ください。例えば、第4学年では、御覧のような、学校や通学路での防災対策など、「自然災害から人々を守る活動として、地域や関係機関が行っている取組」などについて、どのような形で取り上げられているかを調査しております。ほかにも第5学年で、「自然災害から国土を保全し、国民生活を守るための国や自治体の対策」について、第6学年で、「自然災害からの復旧や復興」などについて、どの教科書についても掲載されております。

委員の皆さまのお手元には、教科書の見本を配布しております。教科書見本では、黄色の小さな付箋を付けた箇所がこれに当たっております。スクリーンに表示しているものとは異なる教科書も、お手元でございますので、適宜御覧いただければと存じます。

次に、調査研究資料の56ページを御覧ください。この「調査項目の具体的な内容」の中段、＜その他＞の項目、中段の＊（アスタリスク）を付した番号を御覧ください。内容についての＜その他＞の調査項目といたしましては、学習指導要領や都教育委員会の教育目標等に基づき、社会科では、「我が国の位置と領土の扱い」や、「オリンピック・パラリンピックの扱い」など、＊（アスタリスク）の1から8までの項目を調査し、この結果につきましては、87ページから105ページまでに記載をしております。

続いて、106ページを御覧ください。ここでは、教科書の構成上の工夫について、調査したものを掲載しております。委員の皆さまのお手元の教科書見本では、桃色の付箋で示しておりますが、学習の過程や基本的な学習の仕方が分かりやすく掲載されているなど、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた工夫が、各教科書で様々になされております。

また、スクリーンを御覧いただきたいと思います。児童が見通しを持って、主体的に学ぶことができるように、学習の進め方について、つかむ、調べる、まとめる、いかすといった形で、提示しているものがございますほか、社会の見方・考え方について説明をして、各教科の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、深い学びが実現できるようにしているものもございます。なお、ノートの整理の仕方なども、多くの教科書に掲載されております。

また、前の学年までに学んだことや、当該学年で学ぶことを示したりしているもののほか、一年間の学習を振り返って、次の学年や中学校へのつながりについて記載している教科書もございます。

さらに、児童の疑問や話合いの様子を提示して、児童が対話的な学びを通して、自分の考えを広げ、深めることに役立つような工夫が、どの教科書でもされております。教科書見本では、水色の付箋を付けておりますので、御参考までに御覧いただければと思います。

再度、調査研究資料の106ページを御覧ください。構成上の工夫として、デジタルコンテンツの有無についても調査をしております。教科書の目次や学習単元の所々に2次元コードが掲載されておまして、教科書発行者が作成する動画などにリンクで

きるようになっております。

なお、こうしたコンテンツは教科書ではなく、教科書発行者の責任で作成する教材でございます。文部科学省による検定の対象にもなっていないことから、調査研究におきましては、デジタルコンテンツの有無のみを調査いたしまして、その内容については、調査の対象外としております。

以上、社会科を例に御説明させていただきました。

このほかの教科、種目におきましても、同様の形で調査を行い、資料にまとめておりますが、ここで新しい学習指導要領により、来年度から新たに導入されるプログラミング教育と英語について、概要を御確認いただければと思います。

まず、調査研究資料の123ページを御覧ください。算数の教科書において、表のeの覧になりますが、「プログラミング教育を取り上げているページ数」は、六つの教科書の平均で、7.2ページとなっております。次の124ページに、その内容について、一覧にしております。

スクリーンを御覧ください。第5学年で、正多角形をかくプログラムについて、全ての教科書で取り上げております。また、他の学年でも、プログラミング的思考を育む教材を扱っている教科書もございました。

また、理科では、第6学年の「電気の利用」の単元で、明かりを点滅させるなどのプログラミングの学習を全ての教科書で取り扱っております。

次に、英語について、調査研究資料の275ページを御覧ください。「b チャンツ・歌の数」や「c ゲームの数」を調査しております。歌を歌ったり、ゲームをしたり、児童が英語を声に出して楽しみながら体得できるような教材が、各教科書で取り扱われております。スクリーンに示しましたのが、チャンツの教材でございます。このように、単語や文をリズムに乗せて言うことにより、英語の話し言葉のリズムを会得するといったものでございます。また、こちらの「買い物ゲーム」などのように、ゲームといった名称が教科書に明記されているものについて、調査研究資料に掲載をしております。

また、構成上の工夫として、「CAN-DOマップ」のように、できるようになることを示し、児童が見通しを持って学習できるような工夫が、どの教科書にも見られ

ました。さらに、このようなイラスト付き単語カードなども、複数の発行者で用意されております。

以上でございますが、最後に、報告資料の2ページ下段の3を御覧ください。本資料の今後の取扱いについてでございますが、都内の区市町村教育委員会など他の採択権者に対して、参考資料として配布いたしますとともに、都教育委員会として、教育委員の皆様が採択を行う上での資料として御活用いただきます。説明は以上でございます。

**【教育長】** ただいまの説明につきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いいたします。

**【宮崎委員】** いつも緻密な調査をありがとうございます。先ほどのデジタルコンテンツについては、有無だけでということですが、子供にとってはそちらの方が強烈なインパクトもあるかもしれませんし、フリーに作れてしまうわけで、どこかでつながっているわけですから、中身についても見ておいた方がいいかとは思いますが、それをチェックする仕組みというようなものは、持ってはいるのでしょうか。

**【指導部長】** 内容については、事務局も見ていることは見えています。ただ、調査研究の対象とはしていませんので、調査研究資料には掲載をしておりません。今後、このデジタルコンテンツを使う場合には、各学校で事前にその内容についてチェックをして活用していくという形になろうかと思えます。

**【宮崎委員】** こうしたデジタルコンテンツは、今後ますます増えてくるでしょうし、元々教科書自体もいつまで紙の教科書か、電子書籍になるのか、それから、リテラシーを含めて学校そのものがどんどん電子化している中で、とても大切なテーマになるところではないかと思えます。しかも、急速に進んでおりますので、その辺をどう対応するかというのは、是非、一つ別のプロジェクトで、お考えいただければと思います。

**【指導部長】** 調査研究資料の5ページを御覧いただきますと、発行者の略称の右側に、黒いひし形のマークが付けられているのですが、このマークのある発行者は学習者用のデジタル教科書を発行する予定があります。今回の小学校では、ほとんどの教科書について、デジタル教科書が発行される予定になっています。ただし、

そのデジタル教科書の取扱いについては、まだ、紙の教科書が無償給付の対象になっているのであって、このデジタル教科書を導入する場合の費用負担の課題があったり、それから、今のところ特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、教育課程の全部で使うことができますが、この学習者用のデジタル教科書を使用できるのは、教育課程の二分の一に満たないことというような縛りが、今の段階ではされていたりします。委員がおっしゃるように、おそらく先々、この取扱いについては急速に変わっていくかと思っておりますので、国の動向等も注視しながら、いろいろと検討していきたいと思っております。

【宮崎委員】 よろしくお願ひします。

【北村委員】 私も、デジタルコンテンツについてですが、調査研究資料の106ページなどでは、URLでクイズや動画にアクセスできるとありますが、今あるこの教科書見本などに、そのURLが載っているのでしょうか。

【指導部長】 載っています。

【北村委員】 載っているわけですね。もう既にそれはウェブ上にあるのでしょうか。我々が見るときには、そこに自分でアクセスすれば、見られる状況になっているのでしょうか。

【指導部長】 既に見られるサイトと、まだ工事中のサイトがあります。

【北村委員】 そうすると、なかなか、それを参考にするには少々難しい部分があるわけですね。

【指導部長】 今の段階ではそうです。

【北村委員】 基本的には、紙の教科書で判断をしていくという理解でよろしいですか。

【指導部長】 はい、そうです。

【教育長】 よろしゅうございますか。特に他にないようであれば、本件につきまして、報告として承りました。

## 参 考 日 程

(1) 教育委員会定例会の開催

7月11日(木) 午前10時

教育委員会室

【教育長】 次に、今後の日程につきまして、教育政策課長、お願いします。

【教育政策課長】 次回の定例会は、来月7月の第2木曜日、7月11日午前10時から、教育委員会室にて開催を予定しております。以上でございます。

【教育長】 今回は、7月11日午前10時ということでございます。

そのほかにつきまして、この際何かございましたら、御発言お願いいたします。

【秋山委員】 先ほど、遠藤委員が、インクルーシブ教育のことを話されましたので、少々お願いです。今、医療的ケアが必要な子供たちに対して、文部科学省からガイドが出されましたし、厚生労働省からも、併せて、保育現場での医療的ケアのガイドが出されました。それを考えますと、医療的ケアが必要な子供たちに対するインクルージョンという方向性はもう定められてきているのかなと思います。そうすると、学校において、この医療的ケアが必要な子供たちに対するインクルージョンをどこが担当していくのか。特別支援教育部門でいくのか、通常の学級でも考えていくのか、これはある程度方向付けをしなければ、どちらかという押し付け合いになって、結局何も進まないこともあるのではないかということ懸念しております。その点を是非これから検討していただければいいかなと思います。これはお願いでございます。

【教育長】 先ほど担当部長からも、触れさせていただきましたけれども、今年度、インクルーシブ教育システムについての調査研究、分析を行うということになっておりまして、既に開始をしております。そのインクルージョン教育システムの調査研究の範囲は、非常に広い範囲を考えておりますし、文献調査それから有識者へのヒアリング、そして諸外国への調査にも、職員が行くことを予定しているところでございます。そういった調査を踏まえまして、医療的ケアが必要な子供の教育の機会をどのように確保するのか、整備するのかということについても検討課題であると、そのように考えているところでございます。

【秋山委員】 ありがとうございます。

【教育長】 他にございませんか。

それでは、これから非公開の審議に入ります。

(午前10時37分)